

告 示

埼玉県選管告示第二十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、鶴ヶ島市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成二十七年四月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
鶴ヶ島市東市民センター	埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷二〇二番地	鶴ヶ島市長	六百人
鶴ヶ島市南市民センター	埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘三七五番地一	鶴ヶ島市長	二百人
鶴ヶ島市北市民センター	埼玉県鶴ヶ島市大字脚折二一七一番地一	鶴ヶ島市長	二百人
鶴ヶ島市富士見市民センター	埼玉県鶴ヶ島市富士見五丁目十一番一号	鶴ヶ島市長	二百人
鶴ヶ島市大橋市民センター	埼玉県鶴ヶ島市大字太田ヶ谷八八三番地	鶴ヶ島市長	二百五十人
鶴ヶ島市西市民センター	埼玉県鶴ヶ島市新町四丁目一七番地八	鶴ヶ島市長	二百人